

内部通報処理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、第5条に規定する職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、学校法人徳山教育財団（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンス態勢の強化に資することを目的とする。

(総括)

第2条 理事長は、本法人の内部通報処理に関し総括する。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第3条 職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を、次のとおり設置する。

(1) 総務部

(通報の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面及び面会とする。

(通報者及び相談者)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用者（以下「通報者等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本法人の職員（役員、職員、期限付雇用職員及びパート職員）

(2) 本法人を退職した者

(3) 本法人に勤務している派遣労働者

(4) 学生

(5) 学生の保護者

(コンプライアンス推進委員会)

第6条 通報窓口に通報があった場合は、本法人は直ちにコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の委員会は、次の委員をもって構成する。ただし、通報された事項が次の委員に関するものであるときは、委員から除くものとする。

(1) 理事長

(2) 学長

(3) 法人本部長

(4) 学部長

(5) 総務部長

(6) その他委員長が推薦する者

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

(調査)

第7条 委員会は、通報された内容の真偽等について速やかに調査するものとする。

2 委員長は、調査する内容によって、必要に応じ、総務部長、その他教職員による調査チームを編成し、これに調査させることができる。

(協力義務)

第8条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本法人はその不正行為に関与した者に対して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 役員が不正行為に関与した場合
『学校法人徳山教育財団寄附行為』第10条第1項(第2号を除く。)規定する解任。
- (2) 職員が不正行為に関与した場合
『学校法人徳山教育財団勤務規程』第34条、第35条に規定する処分。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第11条 本法人は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を執らなければならない。

3 本法人は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、前条の規定に準じて処分を科すことができる。

(個人情報の保護)

第12条 本法人及びこの規程に定める業務に関わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本法人は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、第10条に定めるところにより処分を科すことができる。

(通知)

第13条 本法人は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第14条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本法人は、そのような通報を行った者に対し、第10条に定めるところにより処分を科すことができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第15条 第3条に定める窓口担当者に限らず、相談又は通報をうけた者(通報者等の管理者、同僚等を含む。)は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(所管)

第16条 この規程の所管は、総務部とする。